

地方公共団体における 個人情報保護法運用状況の ヒアリング

令和6年2月14日

京都府総務部政策法務課

1. はじめに

【新制度】

個人情報保護制度の見直し

- ・全国的な共通ルールを法律で設定
- ・法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定



【従来】

各地方公共団体の条例に基づく独自ルール

- ・本人外収集の禁止
- ・センシティブ情報の収集禁止
- ・審議会への意見聴取（目的外利用・提供、オンライン結合等）

2. 制度運用について

(1) 日々の業務において判断に苦慮していること

例) 不開示情報に該当するか否か

目的外利用・提供における相当（特別）の理由の有無

→ これまでは、審議会等に意見聴取



法上、個別事案に係る法解釈等についての審議会への諮問不可に

⇒ 疑義照会への具体的な回答、事例集の提供等を

2. 制度運用について

(2) 各種法定届出書類等のD X化（ネット公開）を進める動き

例) 建築計画概要書（建築基準法）のネット公開

→担当課において、個人情報保護法の趣旨も踏まえ、その公開範囲等を検討

⇒所管省庁と貴委員会による事前の協議・調整を

2. 制度運用について

(3) 行政機関等匿名加工情報に係る提案募集について

→全国的にも事例が少なく、
提案審査等に関するノウハウがない。

⇒提案審査を行った機関の対応事例等の収集、共有を

3. おわりに

個人情報保護に係る事務の円滑かつ適正な実施や事務負担の軽減等に向けて、

個人情報保護に係る規律を一元的に解釈運用する貴委員会のより一層の支援を期待しています。